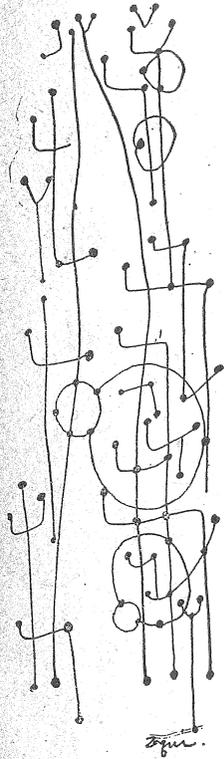


文部時報

第 985 号

昭和 34 年 9 月



何がよい教師か	森戸 辰男	2
座談会 近代文学と教師像		9
子どもの読書指導		
子どもにどんな本を読ませるか	阪本 一郎	24
子どもにどう本を読ませるか	菊田 要	29
「道徳の時間」あれこれ(中学校)		
まず道徳の正しい理解を	小杉 巖	44
内面化と生活化の関係を	飯田 芳郎	47
第二十一回国際公教育会議(勧告)		34
社会教育委員協議会の経過		51
大学卒業生の就職状況	水村 博明	71
国立劇場の構想	佐藤 薫	61
美術随想	富永 惣一	56
欧米中等教育の印象	安達 健二	64
昭和三十四年教職員通信教育について	教職員養成課	76
単位修得試験案内(一)		78
送りがなのつけ方	国語課	90
「あれこれ」これも勘解案	T	43
大学の直うち	S	63
こころとからだの均こう	A	28
アメリカ大学生の就職	H	75
生活と科学教育	M	60
文部省関係出版物リスト		42
文部省重要通達一覧		96

表紙 原 秀造 カット 正木 謙

国立劇場の構想

佐藤 薫

はじめに

昭和三十一年四月十七日の閣議決定に基き、芸能界、財界、言論界、官界の代表者をもうらして組織された国立劇場設立準備協議会は、その発足以来、大小六十数回の諸種会議を開催し、大所高所からの討議の結果、さる昭和三十三年十二月二十二日、文化財保護委員会に対し、設立の基本構想について答申しました。ところが、この答申に対し、芸能各界からのいろいろの反対意見がでてきましたので、同協議会は、「よろめく協議会」、「謙虚な協議会」などと、けなされたり、ほめられたりしながらも、ただ一途に、真摯に、国立劇場の真のあり方について検討をつ

づけてきました。その結果、本年五月末に至り、新劇その他の世界からはかなりの反対がありながらも、だいたいにおいて芸能界が満ち足りてくれそうな最終答申が提出されるにいたりしました。その答申内容は膨大なものですが、ここでは、その要点をかいつまんで述べてみたいと思います。

国立劇場

国立劇場はなぜ必要か

国立劇場というものが必要な理由には、大きく分けて二つの面があります。第一の面は、日本には、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能等の芸術的ないしは歴

史的価値の高い伝統的な芸能がありながら、それらが資料の収集・整理、伝承者の養成、公開施設・公開運営などの各面から見て正しく保存されていないので、諸条件を整備して、これらを正しく保存する必要があるという事。第二の面は、発展の可能性をじゅうぶんに持ちながら、いろいろの障害のため伸び悩んでいる音楽・歌劇・演劇等の現代の芸能の創造発展を援助する必要があるということ。ですから、基本要綱の設立目的には、「国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。」とうたっているのです。

どんな事業を行うか

国立劇場が、以上の目的を達成するために第一に行う事業は、公開ということですが、その眼目を簡単に申しますと、「(一)伝統芸能、現代芸能および海外芸能のもつ演目・曲目のうち、特に価値の高いものを、(二)最高の陣容で演じ、(三)児童・生徒・学生を含む中央・地方の国民各階層に、(四)なるべく安い料金で、(五)しかも最良の条件で鑑賞してもらふ」ということです。第二に行うべき事

業は、右のようなすぐれた公開を可能とするために、(一)資料の収集・調査をしたり、(二)伝統芸能伝承者の養成や芸能人の専門教育を行ったり、(三)芸能人の福利厚生をはかったり、(四)芸能教室や芸能講習会を、中央・地方を通じて定期的に開設し、鑑賞者の質の向上と量の増加をはかったりすることです。

どんな建物を建てるのか

敷地は、千代田区稲町に、一〇、三七七坪が確保されていますが、そこに建てる施設は、前述の事業を完全に遂行するための次の五つですが、その延面積は、一一、一五七坪です。

(一) 第一劇場

日本の古典芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は、一、五〇〇人程度とする。

(二) 第二劇場

現代芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は、二、〇〇〇人程度とする。

(三) 能楽堂

収容人員は、六〇〇人程度とする。

(四) 資料・調査・養成・管理関係施設

まだ結論を出していません。ただ、いずれにしても、設立目的を完全に達成できるような民主的・能率的な運営は絶対に確保したいものだと思います。

収支の見通しはどうか

民間では、普通に損をしてできないという種類の公開事業を行ったり、民間ではほとんど手をつけていないすぐれた公開のための基礎的事業を行いなから、鑑賞料金は民間よりも安くする。しかも設立計画当初からの鉄則である独立採算的経営を確保すること、これは、言うはやすく、行うは難き容易ならざる大問題です。

しかし、財政の豊かでないわが国としては、こうするほかないのですから、けっきょく、経営を徹底的に合理化することも、芸能界にも信望あり、経営のほうにも長じた高遠な識見をもった劇場長の下に、職員に真の適材を集めて、この難事業をやりとげるほかないと思います。

(文化財保護委員会 無形文化課長)

正しい公開のための基礎的事業を完全に実施しうるもの、ならびに国立劇場を管理するにじゅうぶんなものとする。

(四) 共通施設

電気関係、冷暖房関係等の共通施設に利用するものとする。

このような建物をどのように配置し、その内部をどのように設計するかについては、近く懸賞募集を行い、全国民の衆知を集めることになつていますが、いずれにしろ建築坪単価三〇万円―ちなみに国会議事堂は坪七〇万円―というのでは、海外の劇場のような豪華なものではできそうにもありません。しかし、わが国芸術・科学・技術の粋を集め、演じやすい、見やすい劇場、品位あり親しみある劇場という点では、なんとか世界一のものになつてほしいと思つていきます。

建設費はどれぐらいか

建設費は、約三十七億円と計算されます。しかし、この数字はまだ財政当局が認めたものではありませんので、これからその確保のため折衝にはいるわけです。

いつごろ完成するか

財政当局との折衝が七月中に完了すれば、本年度中には設計募集を完了し、昭和三十五年年度中には基本設計・実施設計を終り、昭和三十六年、三十七年度中には工事を完成し、オリンピック開催の前年の昭和三十八年四月には開場の運びになると思つています。とにかく、オリンピック大会という千載一遇のチャンスを迎えるわが国としては、その前に、日本のすぐれた芸能を最高の条件で公開し、外人の認識を深める場としても、良い国立劇場をぜひつくりあげておきたいと思つています。

どんな運営をするか

建物ができてからの運営には、いろいろ問題があります。すなわち、第一には、国が直接運営するのか、特殊法人でも作つてそれに運営してもらうのか、第二には、上演種目や出演者を具体的にどんな方法で定めるのか、第三には、芸能界・興業界の協力をどのようにして得るのか、第四には、専属劇団や専属楽団を置くのか、置かないのか等々。これらについてはいろいろの意見があり、再三の討議が行われ、各方面の研究が進められていますが、重要な問題ですので、協議会としても

(昭和34・4・16～昭和34・5・15)

大臣官房					
個人	44 人事院規則の制定または改正について	4.22	人事参事官	本省参事官・局長・国立学校長・所轄機関長	
"	49 人事院細則の発出について	4.24	"	"	
"	46 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第21項の解釈について	"	"	"	
"	47 俸給表の改正に伴う措置について	"	"	"	
"	51 人事院指令の発出について	5.1	"	"	
"	54 もとの海軍に在籍していた者の人事関係諸事項の証明事務について	5.4	"	国立学校長・各所轄機関長	
"	48 恩給法の一部を改正する法律等について	5.13	"	本省参事官・局長・国立学校長・所轄機関長	
女総注	43 文部省用電信用語符号表について	5.15	総務参事官	本省参事官・局長・国立学校長・所轄機関長・文化財委員長・都道府県知事・都道府県教育長	
文会管	67 支出官事務規程第21条の規定による外国送金の外国貨幣換算率について	4.16	会計参事官	本省会計参事官・所轄機関長・国立学校長・文化財委員長	
文広	4 広報資料9号(すし詰学級の解消)・広報資料10号(昭和34年度国と地方の文教予算)の送付について	5.8	広報主任官	国立大学事務局長・所轄機関長・都道府県教育長・指定都市教育長	

編集後記

国民の教育を高めること、そこには教科内容・教科課程の改善、施設・設備の充実等々さまざまな問題が横たわっています。しかし、何と云っても教育を受けるものにとつて、もっとも大きな力となるものは教師でしょう。わたくしたちは今ふりかえって見て、先生の影響力というものをつくづくと感じます。こうした人間形成の上における教師はどうあるべきかについて森戸先生の「何がよい教師か」と、座談会で明治以後の教師像を「近代文学と教師像」という形でとりあげてみました。この人格形成の上でもう一つ大きな力をもっているのは青少年時代の読書でしょう。最近ラジオ・テレビ・映画等の影響についてはやかましく論じられていますが、それにもかかわらずなお読書というものが決定的な役割をもっているように思われます。そこで読書の指導はどのようにしたらよいかという点について、専門の立場から阪本、菊田の両先生にご執筆いただきました。

前回の小学校につづいて、中学校の道徳の時間のあれこれの問題をとりあげましたが、秋の諸行事とも関連して現場の先生方の指導上のご参考となれば幸いです。

購読料		発行所		印刷者		発行者		著作権		MEJ9054	
定価	一冊六十五円	株式会社	帝国地方行政学会	株式会社	印刷株式会社	東京都立川市曙町三の五五	行政学会印刷株式会社	東京都中央区銀座西七の一	文部省	第九百八十五号	昭和三十四年九月五日 印刷
送費	〃 四 円	電話(分)	二二六〇九	振替口座	東京五七一	昭和三十四年九月十日 発行					
一か年	七百八十円	(送料不要)									
ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申込みは、直接発行所、またはよりの書店にお願いします。											